

【韓国】高レベル放射性廃棄物の管理に関する特別法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2025 年 3 月 25 日、使用済核燃料等の高レベル放射性廃棄物の処理を円滑に進めることを目的とした「高レベル放射性廃棄物の管理に関する特別法」が公布された。

1 背景と経緯

韓国では現在、26 基の原子炉が稼働中であり、新規建設も進行中である。韓国の『原子力発電白書』（2024 年）によると、2023 年における発電設備容量の 17.1%、発電量の 30.7%を原子力発電が占めている¹。政府の「第 11 次電力需給基本計画（2024~2038）」では、原子力発電を再生可能エネルギーと共に脱炭素電源として今後も継続して活用する方針が示されている²。

その一方で、原子炉の商業運転開始（1978 年）以降、これまでに蓄積されてきた使用済核燃料等の高レベル放射性廃棄物の処分が積年の課題となっている。韓国では 1980 年代から高レベル放射性廃棄物の処分施設の建設に向けて様々な取組が行われてきたが、候補地の地域住民の強い反対運動に直面し、今も建設地が決まっていない。高レベル放射性廃棄物は現在、各原子力発電所の敷地内の貯蔵施設において一時的に保管されているが、それらは 2030 年以降、順次飽和状態になると見込まれており、処分施設の建設が急がれる状況となっている³。

政府は 2021 年 12 月、「第 2 次高レベル放射性廃棄物管理基本計画」を策定し、その中で処分施設の建設に係る政策推進のための特別法を制定する方針を示した⁴。また、国会においても議員立法により複数の関連法案が提出された⁵。その後、国会の法案審査において関連 5 法案が一本化され、2025 年 2 月 27 日に本会議で可決、同年 3 月 25 日に「高レベル放射性廃棄物の管理に関する特別法」⁶（以下「特別法」）が公布された（法律第 20843 号、同年 9 月 26 日施行）。

2 特別法の概要

特別法は、全 6 章⁷（本則 50 か条及び附則 8 か条）から成る。概要は、次のとおりである。

（1）定義

「高レベル放射性廃棄物の管理」とは、高レベル放射性廃棄物を引き受けて貯蔵し、又は処分する活動並びにこれに伴う運搬、安全性の分析及び評価等のあらゆる活動をいう（第 2 条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 6 月 11 日である。

¹ 산업통상자원부・한국수력원자력[편]『원자력발전 백서』산업통상자원부, 2024, pp.86-90. <<http://ebook.khnp.co.kr/Viewer/A9XXZKJ2CO0H>>

² 「제 11 차 전력수급기본계획 (2024~2038)」산업통상자원부, 2025.3.13, p.35. <<https://www.motie.go.kr/attach/viewer/c26df36c4f964b1523b31be51e734922/f3e75937c6fd925443ad69c810ba811d/9a9db098b587ee18b321c826f3707a49>>

³ 박희석「고준위 방사성폐기물 관리 및 유치지역 지원에 관한 특별법안 등 4 건의 법률안 검토보고」p.20. <<http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=04B9313E-E29B-C249-15BF-3E946BAF0169&type=1>>

⁴ 「제 2 차 고준위 방사성폐기물 관리 기본계획」산업통상자원부, 2021.12. <<https://www.motie.go.kr/attach/download/aa4abe331409819421ff269b271f06a6/128be78a1a7159d09a858a1537b2689b>>

⁵ 「[2208476] 고준위 방사성폐기물 관리에 관한 특별법안 (대안) (산업통상자원중소벤처기업위원장)」本稿において、韓国の法律案の原文は、議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill>> を参照した。

⁶ 「고준위 방사성폐기물 관리에 관한 특별법 (법률 제 20843 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

⁷ 第 1 章「総則」、第 2 章「高レベル放射性廃棄物管理委員会等」、第 3 章「管理施設立地適合性調査及び立地の選定等」、第 4 章「高レベル放射性廃棄物の管理等」、第 5 章「補則」、第 6 章「罰則」。

(2) 管理委員会及び基本計画

高レベル放射性廃棄物の管理並びに管理施設⁸の立地調査及び選定等に必要な業務を遂行するため、国務総理⁹の下に高レベル放射性廃棄物管理委員会（以下「委員会」）を置く（第 6 条）。

委員会は、中間貯蔵施設の運営を 2050 年より前に、（最終）処分施設の運営を 2060 年より前に、それぞれ開始できるよう努めなければならない（第 17 条第 1 項）。また、委員会は、計画期間を 30 年とする高レベル放射性廃棄物の管理に関する基本計画¹⁰（以下「基本計画」）を 5 年ごとに策定しなければならない（同条第 2 項）。他方、高レベル放射性廃棄物の管理を行う事業者¹¹（以下「管理事業者」）は、基本計画に基づき、毎年、高レベル放射性廃棄物の管理に関する実施計画を委員会の承認を得て策定し、実施しなければならない（第 19 条）。

(3) 管理施設の立地選定等に係る手続の法制化

管理施設の立地選定に係る手続を、次の順に実施することが法制化され、最終的な立地選定に当たっては住民投票の実施が義務付けられた。①委員会による立地適合性調査計画の策定（第 20 条）、②委員会による、全国を対象とした基本調査の候補地の選定（第 21 条第 1 項）、③②の候補地を管轄する基礎自治体による調査実施申請（当該基礎自治体の議会の同意等が必要、同条第 2 項及び第 3 項）、④委員会による基本調査の実施（同条第 6 項）、⑤④の調査の実施結果に基づく深層地質調査の候補地選定及び実施（第 22 条）、⑥⑤の調査の実施結果に基づく管理施設の予定地選定（第 23 条第 1 項）、⑦⑥により選定された予定地を管轄する基礎自治体及び隣接基礎自治体における住民投票の実施並びに委員会の審議及び議決（同条第 2 項）。

(4) 管理施設の誘致地域及びその周辺地域に対する支援

上述の過程を経て選定された管理施設の誘致地域及びその周辺地域並びに基本調査又は深層地質調査を実施した地域（以下「誘致地域等」）への支援に係る重要事項を審議するため、国務総理の下に、国務総理を委員長とする「管理施設誘致地域支援委員会」（以下「支援委員会」）を置く（第 24 条）。委員会は、誘致地域等に対する支援を効率的かつ体系的に遂行するため、管理施設誘致地域支援計画を、支援委員会の審議を経て策定する（第 26 条）。誘致地域等に対する支援には、特別支援金の支給（第 28 条）等が含まれる（詳細は大統領令で規定）。

(5) 原子力発電所敷地内の使用済核燃料貯蔵施設の設置

発電用原子炉運営者（以下「運営者」）が敷地内貯蔵施設を設置する場合は、管理事業者と協議し、敷地内貯蔵施設に係る施設計画（以下「施設計画」）を策定しなければならない（第 36 条第 1 項）。また、運営者が施設計画を策定するときは、オンラインによる情報公開、専門家が参加する説明会等の方法により、地域住民の意見を取りまとめること及び委員会の承認を得ることが義務付けられる（同条第 2 項及び第 4 項）。敷地内貯蔵施設の貯蔵容量は、当該原子力発電所内の発電用原子炉の設計寿命期間中に発生すると見込まれる量を超えてはならない（同条第 6 項）。また、他の原子力発電所の使用済核燃料の搬入も禁じられる（同条第 7 項）。

なお、委員会は、施設計画を策定した運営者及び敷地内貯蔵施設の周辺地域を管轄する基礎自治体の長と協議し、周辺地域に対する支援策を整備しなければならない（第 37 条）。

⁸ 中間貯蔵施設、（最終）処分施設及びそれらの附属施設（第 2 条第 6 号）。

⁹ 国務総理は、大統領を補佐し、行政に関して、大統領の命を受けて行政各部を統括する（大韓民国憲法第 86 条）。

¹⁰ 高レベル放射性廃棄物の管理の基本政策及び方策に関する事項、高レベル放射性廃棄物の処分計画、管理施設の立地選定及び施設計画に関する事項等を含む（第 17 条第 3 項）。

¹¹ 韓国原子力環境公団を指す（第 38 条第 1 項）。同公団は、放射性廃棄物の管理を効率的に遂行するために設置された特殊法人であり、放射性廃棄物管理法第 18 条第 1 項に設置根拠を有する。